

『本朝名公墨宝』の編纂と受容

山口, 恭子 / ヤマグチ, キョウコ / YAMAGUCHI, kyoko

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要

(巻 / Volume)

65

(開始ページ / Start Page)

60

(終了ページ / End Page)

71

(発行年 / Year)

2002-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020201>

『本朝名公墨宝』の編纂と受容

はじめに

『本朝名公墨宝』は、近世前期に上梓された名筆模刻集のひとつである。跋文に、

本邦古よりいまだ勒珉刻木の帖ある事を見ず。これその人の乏しきにあらずして、好事の者すくなし。一日、或る人此事を以て我に求む。予、知る所の家藏を仮借し、目力を極究して臨模鐫刻するもの若干人若干帖、或いは行草、或いは仮名、ただ帙を成すを急にして広蒐博采を得ざるの遺憾あり。然れども墨宝の嗜好淳化の遺意なり。是に於いて龍飛虎跳風雲浮動の姿を見るべし。たとい神采無しといえども、其の面目を望むもの也。若し臨池の者、其の蹊逕を歩み、其の端倪を知らんとすれば、こいねがわくは一助たらんとしか云う（原漢文）

というごとく、日本の能筆家の書作品を収録・印行した最初の

山口 恭子

法帖ということになる。幸島宗意『倭板書籍考』（元禄十五年（一七〇二）刊）に「日本ニテ法帖板行是ヲ始トス」、あるいは尾崎雅嘉『群書一覽』（享和二年（一八〇二）刊）にも、「跋語によれば、本朝法帖の印刻は此書を始とすべし」などと解説されている。

これまで『本朝名公墨宝』は、研究の俎上に上がることはほとんどなかった。しかし、近世期、出版機構の成熟に伴って、法帖も多数開版されるに至るといふ史実を考えあわせれば、その起点に位置する本書の存在意義はかえりみられてもよい。

本書は、管見に入っただけでも「正保二年仲冬日」「正保三年仲秋日」「正保三年仲冬日」「慶安元歳仲秋吉日」「明暦四年仲冬日」等の刊記を刻す版が伝存する。稿者は別稿（『本朝名公墨宝』書誌解題稿）『法政大学大学院紀要』第四十八号）において、披見諸本の書誌解題を記した。かつ、版行状況に関するいささかの検討をも試み、本書は先述のように版を重ねたベストセラーではあるものの、はじめは比較的少数の版行であ

つたろうとの見解を示しておいた。

さて、本書には、編纂者、跋文の執筆者等の名は一切記されず、いかなる場でもいかなる人々が編纂に携わったのかについては、まるでわからない。かような曖昧模糊とした状況を解決するため、本書の編纂者像を推定するとともに、成立の状況を考えておく必要がある。こうした試みから、本書の内容的性格や受容状況の一側面も見えてくる筈である。

一、『本朝名公墨宝』の編纂者像

(一)『本朝名公墨宝』の構成

本書は、全三巻三冊に都合十六書家の筆跡を収録する。漢字、仮名作品の両方があり、作品の題材は和歌・漢詩がおおむねを占める。ちなみにその出典としては、『和漢朗詠集』に典拠を求められる詩歌が多い。

各巻に筆跡が収録される書家、ならびに収録作品は、以下の通りである（書家の名称は『本朝名公墨宝』各巻目録の記載による）。

〈上巻〉

弘法大師（空海、「詠如幻喻」等）、木工頭道風朝臣（小野道風、詩文断簡・詩一）、参議佐理郷（藤原佐理、詩歌二）、権大納言行成郷（藤原行成、書状一部・三跡伝記）、左京大夫定実（藤原定実、詩文断簡）、修理大夫行能（世尊寺行能、詩四）

〈中巻〉

伏見院（詩歌十）、後伏見院（詩歌七）、尊円親王（詩歌八・「雲州往来」六月日・「白詩文集」海漫々）、尊道親王（詩歌四）、尊鎮親王（詩歌四）、尊朝親王（詩歌三）、尊純親王（詩歌四）、近衛関白信基（近衛信尹、詩歌四）、本阿弥光悦（和歌五）

〈下巻〉

八幡山惺々翁（松花堂昭乗、詩歌五十二）

平安朝の能書家から、寛永三筆と称される近衛信尹、本阿弥光悦、松花堂昭乗、あるいは当時存命中の書家に至るまで、本邦の能書家をひろく収めている。上巻に平安朝の名筆と世尊寺流の書家、中巻に伏見院流、青蓮院流の書家と寛永三筆のうちの二人、そして下巻に寛永三筆の残るひとりである松花堂昭乗の筆跡を収録する構成である。

以上をもつて了解されるように、本書には、錚々たる能書家の中でも、松花堂昭乗（天正十二年へ一五八四）——寛永十六年（一六三九）の筆跡がことさら多く収録されている。三巻のうちの下巻全てが彼ひとりの筆跡で埋め尽くされているのである、これはあまりにも不均衡な編成といわざるをえない。

昭乗の筆跡ばかりがきょうに多く収録される理由のひとつは、後述するごとく、その筆跡の人気や特徴にも求められよう。しかしながら、こればかりでは説明はつくまい。なぜなら、本書が法帖の嚆矢であること、および、前稿に示したように、当初の版行が商業性を主目的にしていなかったであろうことを勘案すれば、世上の人々の需要ばかりが、本書の構成に反映されたとは考えにくいからである。昭乗の書の内在的理由、ないし

は書家としての名声以外にも、本書がかくのごとき構成をなした事情が存するのではなからうか。ここで思い至るのが、本書の編纂に携わった人物像の問題である。

冒頭に掲げた跋文に今一度立ち返ってみたい。「予、知るところの家蔵を仮借し、目力を極究して臨模鐫刻する」に即せば、編纂者は極めて個人的なつてによって、本書の収録作品を選定したことになる。すなわち、収録作品のありかたは、編纂者像をある程度推定するためのよすがとなるのではあるまいか。

結論をいえば、編纂者は、昭乗に近い人物、もしくは、昭乗が寛永十四年（一六三七）まで住持を務めた滝本坊を擁する石清水八幡宮周辺の人物であつたのではないかと、考えられる。

（二）石清水八幡宮の書的環境

○滝本坊の書

滝本坊は、藤原尚次『男山考古録』^{注5}（嘉永元年へ一八四八）に「滝本坊（中略）近く松花堂昭乗当坊に住て書画に其名高く、猶其代名器名書画数品を集められてより当時其名四方に聞えたり」とあるように、書画や茶道具等の収集でよく知られている。什物の収集は、昭乗が住持をつとめる以前からのことであつたといひ、また昭乗没後も出入りがあつた。滝本坊にいかなる書跡類が所蔵せられていたかについては、いわゆる滝本坊蔵帳の類をひもとくことによつてある程度見えてくる。

試みに、蔵帳類記載作品と『本朝名公墨宝』収録作品とを照らし合わせてみれば、『本朝名公墨宝』に筆跡の収録される書家名と、滝本坊蔵帳類に名が見える書家名とが多く重なること

がわかる。益田家編『八幡滝本坊蔵帳』^{注7}、矢崎格氏「諸本集成八幡滝本坊蔵帳」等によれば、昭乗が大いに学んだとされる弘法大師空海や尊円親王を始め、行成、伏見院、信尹らの書が収集せられていたことを知る。また、『松花堂遺跡』（国会図書館）^{注9}には、尊道、尊鎮、尊朝らの名も見える。ただし滝本坊蔵帳類においては、書家名のみ、ないしは「色紙」「詩歌」あるいは「朗詠」といった形でのみ記載され、所蔵作品の具体名までは判明しないものが多い。

もつとも、ここに名を挙げてきた書家はいずれも書道史に名を残す者ばかりである。什物として収集されるにせよ、法帖に収録されるにせよ、何ら不思議ではない能書家たちであり、蔵帳類の記事ばかりをもつて、滝本坊と『本朝名公墨宝』との直接的影響関係を強弁するつもりはない。ここでは、昭乗を中心とする滝本坊の書的環境がこのように潤沢であつたこと、および、少なくとも、滝本坊で収集せられた書家の顔ぶれと『本朝名公墨宝』書家の顔ぶれとが相反するものではないということを確認し、その上で、次にやはり石清水八幡宮の住持であつた、豊蔵坊信海に焦点を定めてみたい。

○豊蔵坊信海旧蔵尊円手本

豊蔵坊信海周辺の書的環境を知るうえで、細合半斎自筆稿本『男山葉』（国会図書館）に着目すべき記事がある。細合半斎（享保十二年（一七二七）—享和三年（一八〇三））は、近世中期、漢詩結社・混沌社の一員として活躍した漢詩人であるとともに滝本流書家でもあつた。^{注10}半斎の筆伝については、『男山葉』

に自らの発言がある。これによれば、半斎は佐々木専山、伴泰庵を直接の師とし、さらに遡れば、豊蔵坊信海、藤田友閑両者の筆伝を得たという。同じく半斎『滝本栞』（寛政八年へ一七九六）刊・国会図書館）にも、「予がごとき末流も、猶、信海・友閑の両伝を得たり」と述べ、また後世の末流たちもこれを踏襲し、半斎筆跡の法帖『滝本中興帖』（文政七年へ一八二四）・日本大学文学部図書館）の序文等に、同様の旨を記している。

これら諸書の記事から、豊蔵坊信海（孝雄・寛永三年へ一六二六）—元禄元年へ一六八八）を、半斎に筆伝を与えたひとりとして認定してよい。信海は、石清水八幡宮豊蔵坊の住持を勤めた人物で、『男山考古録』に「豊蔵坊（中略）孝雄また画を能し、書は昭乗晩年の門人にて、狂歌を能して其世に鳴たり」とあるごとく、狂歌師として高名であり、他方滝本流の書もよくしていた。ちなみに昭乗との交流は、寛永十四年、昭乗より滝本坊を譲り受けた甥乗淳をも交えて三者で揮毫した「詩歌巻」の存在、また、昭乗の死没にあたって信海が詠んだ、「滝本坊追悼／今は世にうせたみのふの滝本はいとしやく／なみだたら／」松花堂へ香を手向て／おもひをこしむかしまつかうさるのしりわれたる伽羅をくべてたむくる」の狂歌等からもうかがえる。

さて、くだんの『男山栞』の記事を見てみたい。半斎は、信海から伝えられた書の手本として、以下のように記している。

豊蔵坊伝来

今夏消息（小字双行・明衡文尊円行／草体手本）

国尽等（小字双行・行体尊円様／之手本）

七德舞海漫々（小字双行・極行体又／尊円様手本）

（欄眉）社中井坂氏に信海々漫々の帖有り、珍とすべし、其父阿波の産なり、伝へ来る所也

（中略）

予は佐々木氏より今夏、国尽を写し与へらる、七德舞は伝無之由、又伴氏より勸進帳二帖写し得たり、八幡宮、国名、四恩は、門人中西三郎兵衛と云人にはかりて、加州家中の士所持の方に懇ろに乞て委写し蔵むるのみ

（傍線は引用者による）

ここにあげられる数種の手本のうち、まず「今夏消息」については、藤原明衡『雲州往来（明衡往来）』中に、冒頭「今夏炎氣倍……」から始まる左衛門権佐宛て少納言源消息文例（六月日）があり、この部分を示すかと思われる。半斎が、信海旧蔵の尊円手本『雲州往来』の該当箇所を、「佐々木氏」を経由して書写、伝受されていたことがわかる。「佐々木氏」とは、前掲の専山であろう。

他方、「海漫々」は、「七德舞」と併記されることから、当然『白氏文集』巻三・新樂府収録の詩歌と考えてよい。欄眉に記される「社中井坂氏」は、混沌社の井坂松石と思われるが、半斎との関係の具体は未詳^{注14}。だが、「豊蔵坊伝来」との記載から見て、これもやはり尊円手本『白氏文集』「海漫々」を信海が所蔵していたことを明示している。

ここで注目されるのは、これら信海旧蔵尊円手本と同類の作品が、『本朝名公墨宝』中巻に、尊円親王の筆跡として収録さ

れていることである。むろん、これらの尊円手本が、転写を重ね何種も存在している可能性は想定できる。後世版行された尊円手本『梁園宝帖』（宝暦八年へ一七五八）刊・東京国立博物館資料館）に、『本朝名公墨宝』収録作品とは本文に異同が存し、また字形も異なるものの、『雲州往来』の同文例が模刻されている例もある。しかしながら、信海が右記の二作品を所持していたことは、やはり単なる偶然として看過することはできない。かかる『男山栞』の記事は、『本朝名公墨宝』編纂者像に関する想定に重要な手がかりを与えてくれるものではなからうか。

半斎に伝わった尊円親王の手本が、『本朝名公墨宝』編纂時、すでに信海の蔵するところであったのか否かは判然としない。だが、たとえ信海の手になくとも、いずれ信海のもとに渡るべき状況にあったと見てよいだろう。であるならば、少なくとも信海、あるいは石清水八幡宮周辺には存していたと考えられる。『本朝名公墨宝』編纂者が、昭乗もしくは石清水八幡宮周辺の人物であったとすれば、自らのつてによって、これらを「仮借」し模刻の対象とすることは容易だったはずである。

これまで、跋文より知られる収録作品の選定過程を踏まえた上で、『本朝名公墨宝』に松花堂昭乗の筆跡が多く収録されること、滝本坊の書的環境、そして、豊蔵坊信海が所持していた尊円親王の書跡が、『本朝名公墨宝』収録作品と具体的に合致することを確認してきた。これらの点を考えあわせれば、本書の編纂に、昭乗や石清水八幡宮周辺の書作品を借りうる立場にあった人物、すなわちそれらに近い文化圏・交流圏の人物が携

わっていた可能性を想定しうるのではなからうか。かように考えるならば、本書の構成には編纂者の昭乗に対する追慕の情が投影されていることも、視野に入れておく必要がある。

二、松花堂昭乗筆跡の人氣と特徴

―手習いの書として―

続いて、当代における昭乗筆跡の人氣と、その特徴の一端について見ておきたい。

昭乗は、人々の依頼に応じて揮毫することが多かった。奥書からそれと分かるものをいくつか列挙してみる。

・「長恨歌」（慶長十九年へ一六一四）

奥書「此一巻奉／右丞相信尋公之尊命／忝贖珍紙
伏沈慙汗爾／慶長甲寅季秋日／雄德山沙門昭乗（花押）」^{注15}

・「円頓章」（寛永二年へ一六二五）

奥書「寛永第二、二月／廿一日講之時書以／与一弟子／釈昭乗」^{注16}

・「詩書卷」（寛永八年へ一六三一）

奥書「雄德山伝法比丘昭乗応小児之需書之／寛永辛未仲夏十日」^{注17}

・「新古今和歌集和歌卷」（寛永十四年へ一六三七）

奥書「寛永丁丑季夏六日依人之所望染愚筆矣 釈昭乗（花押）」^{注18}

・「詩歌卷」（寛永十四年）。豊蔵坊信海、滝本坊乗淳と共

に揮毫したもの。

昭乗の巻奥書「寛永丁丑六月／廿日依人之所望／染筆侍／釈昭乗（花押）」^{注19}

・「秋声賦」（寛永十四年）

奥書「寛永丁丑季夏日／依法橋道伴之所／望書之／南山伝法比丘昭乗（印）」^{注20}

・「楽志論」

奥書「右親友之所望依／難遁之染禿毫以／拒其責／南山隠士（印）」^{注21}

こうした奥書は、昭乗の書の同時代的人気を示唆している。昭乗が没したのは寛永十六年。『本朝名公墨宝』が刊行された正保二年（一六四五）は、彼の没後六年目と間もない。能書家としての誉れは、当時にあっても鳴り響いていたことになる。

ここではさらに、彼の書が手本としてもよく用いられていたことに着目しておきたい。最も知られる例は、慶長十九年「長恨歌」であろう。これについては既に先学が、当時、昭乗三十一歳、近衛信尋十六歳という年齢関係などから、昭乗から信尋へ書の手本として与えられたものと述べておられる。^{注22}他の諸作品においても、「一弟子」や「小児」に与えられたものは、手本としての意味合いが十分にあったと推測されよう。

昭乗のこうした実績は無視できない。その筆跡が手本に適うものとして当代より認知されていたことが了解できるからである。こうした事情も、本邦初の法帖である『本朝名公墨宝』に、筆跡が多く収録された理由のひとつであったかと思われる。

三、『本朝名公墨宝』と滝本流

さきに、『本朝名公墨宝』の編纂に、松花堂昭乗周辺、ないしは石清水八幡宮周辺の文化圏・交流圏に属する人物が関与していた可能性について述べた。他方、本書の完成後に視点を移せば、その流布もまた、昭乗の書、ならびに昭乗の書流・滝本流書道と無関係ではなかったと思われる。

（一）『本朝名公墨宝』の受容と滝本流

近世前期以降の『本朝名公墨宝』の流布状況を展望するため、書籍目録を検索してその刊行のありさまを跡付けておきたい。『本朝名公墨宝』ならびに『本朝墨宝』^{注23}の書名が記載される書籍目録を左に示してみる。

『本朝名公墨宝』

・元禄五年（一六九二）刊 『広益書籍目録』

・元禄十二年（一六九九）刊 『新板増補書籍目録』

『本朝墨宝』

・寛文無刊記 『和漢書籍目録』

・寛文十年（一六七〇）刊 『増補書籍目録』

・寛文十一年（一六七二）刊 『増補書籍目録』

・延宝三年（一六七五）刊 『古今書籍題林』

・延宝三年（一六七五）刊 『新增書籍目録』

・天和元年（一六八一）刊 『書籍目録大全』

・貞享二年（一六八五）刊 『広益書籍目録』

・元禄五年（一六九二）刊 『広益書籍目録』
・元禄九年（一六九六）刊 『増益書籍目録大全』
・元禄十二年（一六九九）刊 『新板増補書籍目録』
・宝永六年（一七〇九）刊 『増益書籍目録大全』
・正徳五年（一七一五）刊 『増益書籍目録大全』
このように本書は版行が繰り返されており、長きに渡って商業的に流通していた。近世中期にあっても需要の高い書物であったことがわかる。

一方、『本朝名公墨宝』以後、類似の名筆模刻集の上梓も相つぐ。管見の名筆集のうち、近世中期までに刊行されたもののいくつかについて概略を記せば、

・『貫道筆集』（正保三年（一六四六））一卷一冊（弘前市立弘前図書館）

弘法大師、木工頭道風朝臣、参議佐理郷、権大納言行成郷、左京大夫定実、伏見院、後伏見院、尊円親王、本阿弥光悦の筆跡を収録す。

・『今古手本抜粹』（慶安三年（一六五〇）跋）三卷三冊（東京大学附属総合図書館）

〈上巻〉弘法大師、権大納言行成、修理大夫行能、伏見院、尊円親王、近衛竜山、聖護院道証、〈中巻〉尊円親王、尊長親王、尊純親王、〈下巻〉八幡山松花堂の筆跡を収録す（以上が日本の書家）。

・『三国筆海全書』（慶安五年（一六五二）序）二十卷二十冊（内閣文庫）

〈巻十二〉〈巻十三〉弘法大師、〈巻十四〉聖武天皇、光

明皇后、天満天神、中将姫、道風、〈巻十五〉佐理、行成、〈巻十六〉伏見院、〈巻十七〉伝教大師、尊円親王の筆跡を収録す（以上の巻が日本の書跡）。

・『洛陽名筆集』（延宝二年（一六七四）刊）二卷一冊（国会図書館）

〈上〉藤木甲斐、蓮光院、龍善院、春深、北小路宮内、堀江治部斎、巽甫、荒木素白、道教、佐々木志須磨、雲竹、正恵、村井了設、筒井白雲子、〈下〉石川丈山、由慶、那波木庵、円常、草春、尾片宗鑑、平野仲庵、八木利斎、寺田無禅、西池備中、水尾民部、米川常伯、藤田友閑、岡根喜兵衛、西村方石、専以、宗達の筆跡を収録す。

・『和漢筆仙集』（貞享二年（一六八五）刊）三卷三冊（秋田県立図書館）

〈上巻〉高野大師、木工頭道風朝臣、参議佐理卿、権大納言行成卿、参議黄門定家卿、伏見院、後伏見院、右京大夫定実卿、右京大夫行能卿、〈中巻〉尊円法親王、尊道法親王、尊純法親王、本阿弥光悦、八幡山松花堂の筆跡を収録す（下巻は中国書家）。

・『和漢能書筆林』（元禄六年（一六九三）跋）三卷一冊（国会図書館）

〈上〉弘法大師、北野天神、尊朝親王、一休和尚、藤木甲斐守、〈中〉尊円親王、尊朝親王、尊純親王、修理大夫行能、文覚上人、解脱上人、大橋長左衛門、建部伝内、〈下〉後醍醐天皇、尊円親王、尊朝親王、尊純親王、中

納言定家、正三位家隆、中納言行平、修理大夫行能、源三位頼政、一休和尚、小堀遠州の筆跡を収録す（以上が日本の書家）。

となる（書家の名称は、『和漢能書筆林』については見出し、その他は目録の記載による）。

しかし、『本朝名公墨宝』伝本の刊記、ならびに先の書籍目録の記載に依拠するならば、右のような同趣向の名筆模刻集が新たに刊行され続ける間も、『本朝名公墨宝』は変わらず人々の需要を得ていたこととなる。法帖の嚆矢としての役割だけに終始することのなかった高い需要は、何によって支えられていたのだろうか。

松花堂昭乗の書は近世期、広範な人気を誇った。その筆跡は『本朝名公墨宝』以来、『和漢朗詠集』^{注26}（慶安二年（一六四九）、『庭訓往来』（慶安五年（一六五二）・三康文化研究所附属三康図書館）、『百人一首』（承応二年（一六五三）・国会図書館）と、模刻され続けている。その後も滝本流の法帖は、昭乗筆跡の専帖や門弟筆跡との集帖等、多数出版されていくが、このことは、滝本流の追隨者たちが熱心にそれらを求めたからにはかならない。

昭乗の筆跡に偏した構成を持つ『本朝名公墨宝』もまた、彼らにとって有益な法帖だったに相違ない。前掲『貫道筆集』以下の諸名筆集と比してみても、『本朝名公墨宝』がことさらに昭乗の筆跡を多く所収していることは明らかである。ここに、本書がよく迎えられ続けた一因を見出しうるのではないだろうか。すなわち、当時多くいた、昭乗筆跡や滝本流の追隨者たち

の存在が、本書の繰り返し返しての刊行、流布を支えたものではなかったか。

この証左として、以下の資料に注目すればよい。

まず、名古屋市蓬左文庫蔵『本朝墨宝』（ただし原題簽欠損。寛文五年秋田屋九兵衛の刊記あり）があげられる。これは、滝本流法帖の上・下巻、ならびに『本朝名公墨宝』「正保二年仲冬日」刊記本三巻が、一冊本に再編せられて売り出されたもの。前半の滝本流法帖巻末に「此頃世間に滝本の正筆とてもてあつかへども大形正筆にあらず此上下の本秘蔵たりといへども真蹟故に令合板行者也」とある。こうした伝本の存在は、『本朝名公墨宝』が滝本流を学ばんとする者たちに多くの需要があったことを窺わせる。

さらに、小松茂美氏所蔵本に、『本朝名公墨宝』の下巻のみ単独版行の伝本がある由^{注28}。氏が、「おそらく滝本流の盛行にもなつて、一冊本の習字手本として市販されたものに違いない」と述べられるごとく、本書の、昭乗筆跡を収めた部分のみが一人歩きしたものと捉えられる。

なお、前掲『今古手本抜粹』は『本朝名公墨宝』同様、三巻のうち下巻に松花堂昭乗ひとりの筆跡を収めている。これは、『本朝名公墨宝』の構成に則ったものかとも思われる。こうした名筆集の存在は、昭乗の筆跡に重きを置く構成こそが、『本朝名公墨宝』の人気の一要素であったことを物語っている。

（二）印記の問題から

ところで、『本朝名公墨宝』には、数本の伝本に共通して捺

される朱印二顆が存する。印の種類、ならびに押印の諸相については前稿において整理したので、以下に概略のみを記しておく。

印記はいずれも目録題下方に、長方形（横）印（陽刻）と瓢箪形印（陰刻）の組み合わせで押印される。諸本とも、長方形印と瓢箪形印の組み合わせである点では共通するが、その印文は必ずしも同じではない。字形の極めて似るものを含め、現在までに方形印七種、瓢箪形印六種が管見に入った。基本的に長方形印には「寓物印」、瓢箪形印には「可頼」と刻されるが、現段階では、この「寓物印」「可頼」が何を意味するのかについては不明である。

さて、ここで着目しておきたいのは、『画工印章弁玉集』（寛文十二年へ一六七二）・国会図書館）、『万宝全書』巻五「本朝画印」（都立中央図書館加賀文庫・元禄七年へ一六九四）、および、朝岡興禎『古画備考』^{注29}（嘉永三年へ一八五〇）起筆の記事である。これらには、先の長方形印に類似する図像が、松花堂昭乗の印記として掲載されているからである。

『古画備考』の図像には、「弁玉集 松花堂印」との傍注^{注30}がある。また、『茶道全集』巻八所収「茶器弁玉集解題」には『画工印章弁玉集』『茶器弁玉集』の記事を『万宝全書』と照合するに、『万宝全書』の図の如きは全く前者のそれを踏襲し、或は改悪せるものである。その甚しきに至っては『弁玉集』を誤写せる個所がある」と述べられている。すなわち、『古画備考』および『万宝全書』『本朝画印』の見解は、いずれも昭乗の書画作品に依拠したものでなく、『画工印章弁玉集』に基づ

くことになる。

たしかに、管見の範囲において、該当印の捺された昭乗作品は書画ともに見当たらない。また、先の細合半斎が編纂に携わっており、昭乗の印に関して殊に信憑性が高いと思われる『摺印補正』（享和二年へ一八〇二）刊・国会図書館）、あるいは『松花堂印譜』^{注31}をはじめ、前掲の三書以外の印譜には、くだんの長方形印が掲載された例をこれまで見ない。こうしたことから、『画工印章弁玉集』の記事は、何らかの誤解に導かれたものとして考えざるをえないだろう。

『画工印章弁玉集』の編者は、『本朝名公墨宝』を、ないしは『本朝名公墨宝』下巻を、寓目していたのではなからうか。くり返すように、『本朝名公墨宝』は、さながら昭乗の筆跡を中心に据えたがごとき法帖である。このことが、『画工印章弁玉集』における誤謬の一因として考えられよう。そしてこの誤謬は、はからずも『本朝名公墨宝』受容の側面を照射してもいい。本書が、昭乗の法帖として認識されていたという当時の享受の有りようを、示唆しているからである。

これまで、名古屋市蓬左文庫所蔵本、ならびに小松氏所蔵本の存在等からは、『本朝名公墨宝』が滝本流信奉者によく迎えられるれていたことを、そして印譜『画工印章弁玉集』等に見られる錯誤からは、本書が松花堂昭乗の法帖として認知されていたという享受の一事例を、各々見てきた。

稿者はかつて、滝本流が、法帖出版を一つの基盤とする、極めて近世的な特徴を有する書流である旨を述べたが、^{注32}その起

点は『本朝名公墨宝』にはかならない。本章で見てきたように、昭乗筆跡や滝本流の人氣は、『本朝名公墨宝』の流通を一面で支えていたと思われる。だが、両者の影響関係はむろんこの一方向のみではなからう。『本朝名公墨宝』の存在は、滝本流の裾野を広げていくことにもまた、大いに寄与したはずである。つまり、その後の書流の展開を方向づける一要素であったといえるだろう。滝本流の盛行と『本朝名公墨宝』の受容状況とは、かように不可分の関係にあった。

おわりに

以上、『本朝名公墨宝』の編纂、ならびに受容に関して検討してきた。本書の編纂に、松花堂昭乗周辺、もしくは、石清水八幡宮周辺の人物が携わっていた可能性について言及し、また、本書の受容や流通は、当時流行していた滝本流と深く関わっていたであろうことを指摘した。

まとめにかえて、最後に、本書刊行が後世に及ぼした影響について、若干触れておくこととしたい。

近世期は、法帖の上梓により、前代までとは異なるかたちで書文化が流布した時代であった。それまで師資相承的に伝えられ、大衆にとっては鑑賞も学習もままならなかったであろう日本流派書道や名筆が、不特定多数へと開示されたのである。こうした出版との結びつきは、日本書道史において特記すべき事柄といえよう。そして法帖が人々の間に広く享受され、根ざしていたものであったことは、その出版点数の多さが物語って

いる。『本朝名公墨宝』刊行の意義は、その先駆けであったことにまずはある。

いうまでもなく法帖とは元来、中国において種々作られてきたものである。『本朝名公墨宝』との書名も示しているように、本書の編纂・刊行は、当代までの中国文化の流入に導かれたものであったろう。しかしながら、中国書家の法帖が折帖仕立て、陰刻を主とするのに対し、管見の『本朝名公墨宝』はいずれも袋綴装^{注33}で、陽刻の体裁を持つ。そして本稿で提示した、後に続く名筆集は、おおむねこのスタイルを踏襲していくことになる。すなわち『本朝名公墨宝』は、中国の書文化を基盤としつつもわが国独自の名筆集の一形態を成立させ、近世前中期における後続の名筆集のよりどころになったといえるのではないか。この点も着目されてよからう。

さらに言うなれば、書作品の手本ないしは鑑賞の媒体としてのみならず、和歌や漢詩文を、高名な能書家の筆跡をもってたどるといふ、文学作品の新たな享受のあり方をも大衆に提示したことになる。

他方、本書は、いわゆる「慶安手鑑」こと『御手鑑』（慶安四年へ一六五一）刊・東北大学狩野文庫）による、古筆開版の足掛かりともなったのではないか。『御手鑑』は、当時の古筆鑑賞の流行に伴って、手鑑の体裁そのままに彫り起こしたものであり、『本朝名公墨宝』とは性格や趣旨を異にする。だが、『本朝名公墨宝』が、書分野における出版の先鞭をつけたこと、そして、慶安四年までに、人々の需要に支えられて既に数種の版を重ねていたことは、『御手鑑』刊行へと至る小さから

ぬ背景となつたに相違ない。この『御手鑑』は、近世における諸々の古筆模刻帖版行の呼び水となるとともに、井原西鶴『古今俳諧師手鑑』（延宝四年へ一六七六〇序）など、文学作品にも撰取されていくこととなる。^{注34}

これらの事象をもつてすれば、『本朝名公墨宝』が、当代の書、ならびに書と密接な周辺の文化事情に対して与えた影響は、存外に大きいといえるだろう。

注1 『日本書目大成』第三卷（汲古書院・昭和五十四年）所収本による。

注2 同注1第一巻所収本による。

注3 各版とも「刊」「開板」等、刊行を示す言葉はないが、本稿ではこれを「刊記」と呼ぶこととする。

注4 本稿では佐川田昌俊『松花堂主人行業記』（国会図書館等）による。なお『中沼家譜』（八幡市松花堂）によれば天正十年（一五八二）生まれともいう。

注5 『石清水八幡宮資料叢書』（統群書類従完成会・平成六年）所収。

注6 橋本政宣氏「滝本坊とその文化の源流」（『日本歴史』二百八十一号）。

注7 佐藤虎雄氏『松花堂昭乗』（河原書店・昭和十三年）所収。

注8 『茶の湯―研究と資料』第七号。

注9 転写本。奥書に「此一巻は松花堂自筆に秘置れしを所持に任せ師の求によりて其あらましをうつし畢 逢月（印形）」とあり、昭乗存命時の滝本坊所持品のありようを伝える点で、ならびに書画作品のみが記載される点で特徴的である。

注10 滝本流法帖の出版などに尽力した。多治比郁夫氏「書家としての細合半斎」（『混沌』第十二号）、拙稿「細合半斎と書肆・藤屋弥兵衛―滝本流中興の背景―」（『日本文学誌要』第六十三号）参照。

注11 『古典籍下見展観大入札会目録』（東京古典会・平成八年）。

注12 いずれも『豊蔵坊信海狂歌集』所収。『狂歌大観』（明治書院・昭和五十八年）による。

注13 『群書類従』（統群書類従完成会）九輯所収。

注14 注10多治比氏論文にも、「嗣子広賀執筆『松石年譜』に、頼春頼に書を学んだ記述はあるものの、半斎との関係は記していない」とある。

注15 『墨』六十六号（芸術新聞社・昭和六十二年）。

注16 同注7。

注17 図録「寛永の三筆をめぐる」（センチュリー文化財団・昭和六十二年）。「阿房宮賦」、「愛蓮説」、「秋風辞」が一卷に収められる。

注18 『根津美術館列品図録』（根津美術館・昭和五十九年）。

注19 同注11。

注20 『日本の美術』百五十号（至文堂・昭和五十三年）。

注21 『書道全集』第二十二卷（平凡社・昭和三十四年）。

注22 注6橋本氏論文等。

注23 『江戸時代書林出版書籍目録集成』（斯道文庫・昭和三十七年）による。

注24 『本朝墨宝』の名で登録されるが、冊数を三冊とし、部立も「石摺并筆道書」「能書集」として記載されており、該書と考えられる。なお、元禄九年・宝永六年刊『増益書籍目録大全』、正徳五年刊『増益書籍目録大全』には「儒書」として分類される。

注25 ただし弘前図書館蔵本は無刊記本。

注26 小松茂美氏『日本書流全史』（昭和四十五年・講談社）による。

注27 拙稿「滝本流の流行と展開―法帖の出版状況を中心に―」（『法政大学大学院紀要』第四十六号）参照。

注28 同注26。小松氏は「原題簽は欠失。現在は絹を貼って『本朝名公墨宝』と細書するがこれが元の書名ではあるまい。『本朝名公墨宝』（巻之下）であることを承知した後人が仮になづけたものか」とされる。

注29 思文閣出版刊行本（昭和五十八年）による。

注30 加藤唐九郎氏。創元社・昭和十二年。

注31 国会図書館所蔵芸苑叢書本による。

注32 同注27。

注33 京都大学経済学部図書館財部文庫蔵本は折帖仕立て。ただしこれは後人の補修によるもので、もとは五針袋綴装である。

注34 『底本西鶴全集』第十巻『古今俳諧師手鑑』解説（中央公論社・昭和二十九年）、上野洋三氏「慶安刊本『御手鑑』について」（『館報池田文庫』第四号）等。

〔付記〕資料の引用に際しては、異体字・俗字等は適宜通用漢字に改め、私に句読点等を付した箇所もある。
資料の閲覧を許された諸機関に深甚の謝意を捧げます。また、ご教示賜りました諸先生方に、末筆ながら心より感謝を申し上げます。

（やまぐち きょうこ・博士課程三年）